

家族が感染した際の在宅要介護障害者の受入体制を整えます

障害者を在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染した場合、障害者が緊急一時的に施設へ短期入所して介護を受けることで、障害者への感染防止と家族が安心して療養に専念するための環境を整備します。【都補助】

事業費 338万円

■目的：

障害者を在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染した場合、障害者が緊急一時的に利用できる短期入所事業所を確保することにより、家族の療養環境の整備を行い家庭内の感染拡大を防止することを目的とする。

■内容：

社会福祉法人武蔵野が運営する 障害者地域生活支援ステーション「わくらす武蔵野」において、緊急一時的に短期入所の受入れを行う。

■対象：

下記 ①から③全てに該当する障害者

- ① 介護者である家族が新型コロナウイルスに感染し在宅での介護が受けられない。
- ② 障害福祉サービス等を活用しても在宅での生活が困難。
- ③ PCR検査が陰性。

■問い合わせ 健康福祉部障害者福祉課 0422-60-1904

参考

在宅要介護高齢者への対応

高齢者を在宅で介護している家族が新型コロナウイルスに感染した場合、引き続き感染症対応レスキューヘルパー（高齢者等緊急訪問介護）事業及び高齢者等緊急短期入所事業などにより対応します。

■問い合わせ 健康福祉部高齢者支援課 0422-60-1846